

議案第30号

三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

三次市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

三次市長 福岡 誠志

三次市過疎地域持続的発展計画第5項第3号の表中

「

西酒屋仁賀線（備北大橋） L = 159m W = 7.0m	三次市	
-----------------------------------	-----	--

」を

「

西酒屋仁賀線（備北大橋） L = 159m W = 7.0m	三次市	
本郷大鮎堀線（馬搦橋） L = 51.9m W = 4.0m	三次市	
神杉14号線（美波羅橋） L = 80.0m W = 5.5m	三次市	
西酒屋仁賀線（神杉跨線橋） L = 138.0m W = 8.8m	三次市	
十日市397号線（水道橋） L = 173.5m W = 2.6m	三次市	
三次畠敷線（鳥居橋） L = 214.6m W = 5.5m	三次市	

」に、

「

県道大津横谷線（本郷橋） L = 8.0m W = 6.0m	三次市	
-----------------------------------	-----	--

」を

「

県道大津横谷線（本郷橋） L = 8.0m W = 6.0m	三次市	
県道和知三次線（旭橋） L = 141.2m W = 6.0m	三次市	
県道和知三次線（旭橋歩道橋） L = 140.0m W = 2.5m	三次市	

」に改

める。

三次市過疎地域持続的発展計画第9項第3号の表中

「

(1)学校教育関連施設 校舎 屋外運動場 寄宿舎 給食施設	小中学校老朽化対策事業	三次市	
	学校周辺整備事業	三次市	
	甲奴中学校寄宿舎整備事業	三次市	
	学校給食調理場整備事業	三次市	

」を

「

(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 寄宿舎 給食施設	小中学校老朽化対策事業	三次市	
	屋内運動場改修事業	三次市	
	学校周辺整備事業	三次市	
	甲奴中学校寄宿舎整備事業	三次市	
	学校給食調理場整備事業	三次市	

」に、

「

ジミー・カーターシビックセンター改修事業	三次市	
----------------------	-----	--

」を

「

ジミー・カーターシビックセンター改修事業	三次市	
三次市生涯学習センター改修事業	三次市	

」に、

「

カーター記念球場改修事業	三次市	
--------------	-----	--

」を

「

カーター記念球場改修事業	三次市	
三和総合運動公園トイレ整備事業	三次市	

」に改

める。